

重 要

平成20年1月18日

会員各位

JU静岡オートオークション
流通委員会

会員規定 一部変更のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成20年1月22日（火）オークション開催分より、会員規約の一部事項につきまして、下記内容にて実施させていただきますのでご案内申し上げます。

会員様の皆様におかれましては変更の内容を充分にご理解の上、当オークションへご参加を賜りたくお願い申し上げます。

今後ともより一層のご愛顧くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

規約追加事項

第6章 代金決済 第3条 罰則規定

3. 車両代金の支払延滞が2度発生した場合、JU静岡流通委員会及びクレーム委員会の裁定により、それ以後は取引制限（出品規制・搬出規制等）を課すものとする。

以上